

令和6年度 神奈川県立小田原高等学校不祥事ゼロプログラム

県立小田原高等学校

神奈川県立小田原高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 プログラムの実施について

- (1) 神奈川県立小田原高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、プログラム全体を統括する。
- (2) 副校長、教頭、事務長及び総括教諭は校長を補佐する。プログラムの実施・検証の具体的手続きについては、事故・不祥事防止会議がこれを行う。
- (3) 職員はルール遵守を旨とし、一人ひとりがプログラムの実施主体としての自覚を持ち、継続的に不祥事防止に取り組む。
- (4) プログラムの実施においては年度当初に課題を職員に提示して全体的な行動計画を示すとともに、時機に応じてプログラムを実施し、新採用職員等に対する研修等にも力を入れる。

2 目標及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上

ア 目標

教育公務員としての責任を自覚し、法令遵守意識の向上を図り、公務外非行や交通事故を未然に防止する。

イ 行動計画

○職員啓発資料及び教職員マニュアル等をもとに定期的に事故・不祥事防止研修を実施する。

○酒席が多くなる時期には特に非違行為について徹底して注意喚起する。

○職場研修をとおして公務員としての自覚とモラルの向上、法令遵守等について徹底する。

○心身の健康に留意し、ささいな問題でも指摘しあえる職場環境づくりを進める。

(2) わいせつ・セクハラ行為の防止の徹底

ア 目標

生徒の人権を尊重し、セクハラやわいせつ行為の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

○教育実習期間前にセクハラ防止研修を実施するとともに、教育実習生オリエンテーションでも講話を行う。

○人権についての職場研修を実施して意識啓発を行うとともに、ささいな問題でも指摘し合える職場環境づくりを強力に推し進める。

○職員として、校務内外において、常に高い倫理観を持ち、自身の行動を律し、不祥事（わいせつ事案等）防止を徹底する。

(3) 体罰、不適切な指導の防止の徹底

ア 目標

生徒の人権を尊重して指導にあたり、体罰、不適切指導の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

○職員啓発資料等を参考にし、生徒の人権侵害に関わる不祥事防止を周知するとともに職員を意識の向上を図る。

(4) 入学者選抜の適正な実施

ア 目標

入学者選抜におけるミスの防止

イ 行動計画

○願書受付、志願変更、学力検査、面接検査、特色検査、採点、合格発表等において、点検体制を再構築し、業務の前に必ずマニュアルの確認や注意喚起を行う。

(5) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

点検体制を再確認し、定めたマニュアルに基づき確実に業務を行う。

イ 行動計画

○該当業務を行う前に、職員全員で点検体制や業務マニュアルを再確認する。

○過去の調査書・通知表等の作成や成績処理に係る事故の事案について、職員に周知し、事故の未然防止に努める。

(6) テストの適切な実施、管理の徹底化

ア 目標

テスト問題の作問ミスの防止、適切な実施、管理の徹底を図る。

イ 行動計画

○定期テスト前後の作問・実施・処理期間には、それぞれの時期における注意点の確認を徹底するとともに、実施期間中は毎日注意喚起を行う。

(7) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）

ア 目標

個人情報の適切な取扱いに努め、個人情報の流失を未然に防止する。

イ 行動計画

○情報セキュリティの点検や研修会を実施し、職員を意識の向上を図る。

○やむを得ない事情を除き、定期試験の持ち帰りを行わない指導を徹底する。

○個人情報の収集にあたっては、生徒本人、保護者から承諾書を得る。

○個人情報の学校外持ち出しの際「個人情報校外持ち出し許可願」の提出とその後の直帰を厳守させる。

○貸し出し用USBメモリや私物パソコンの適切な管理を徹底する。

(8) 会計事務等の適正執行

ア 目標

公費・私費の不適正処理を防止する。

イ 行動計画

- 公費・私費の適正管理に努め、相互チェック体制に万全を期す。
- 部費・合宿費の適正な管理・執行に向けて部活動顧問への研修を実施する。
- 財務事務調査指導の結果を踏まえ、担当者を中心に私費会計基準の再確認を行う。
- 見積書・納品書・請求書・領収書の添付、日付記入等の徹底について職員全体への研修を実施する。

(9) 経験の浅い教職員による不祥事の防止

ア 目標

これからの教育を将来にわたって担っていく人材の採用、育成に向けてより実効的な不祥事防止の対策を行う。

イ 行動計画

- 管理職からの個別の聞き取りや声掛けによる指導を行うとともに、職場で孤立することがないようにする。

3 検証・評価

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、令和6年10月下旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和6年11月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、令和7年2月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和7年2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、令和7年3月初旬までに実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。

4 実施総括・報告

3(3)の検証を踏まえた「実施結果」を取りまとめるうえ、検証結果をホームページへ掲載する。

5 次年度計画の策定

令和6年度の不祥事ゼロプログラムの最終検証・評価を踏まえ、令和7年度の不祥事ゼロプログラムを策定する。